

5 集落111戸で断水続く

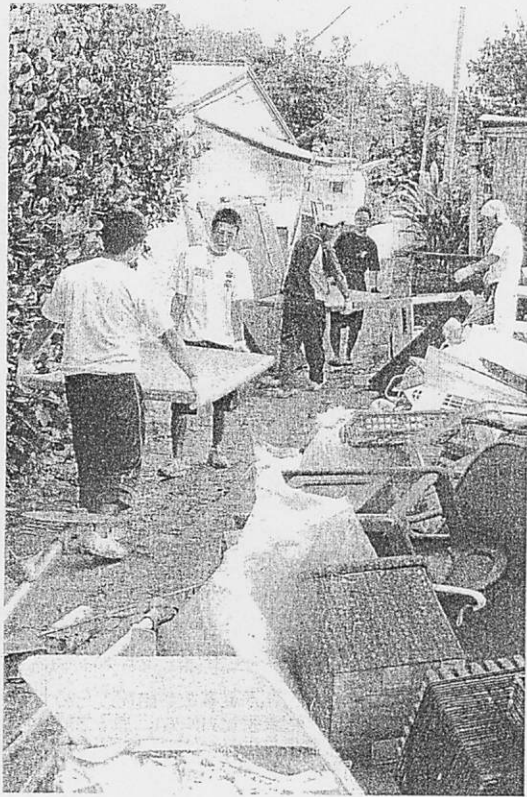
瀬戸内町に災害救助法適用

住家浸水被害510棟に

大島南部豪雨

奄美大島南部を襲った記録的な豪雨災害で4日、被災地では寸断された交通網や水道の懸命な復旧作業が続いた。住民は濁流にのまれた家屋の後片付けに追われ、ボランティアも作業を支えた。被害調査は進み、住家の床上・床下浸水は瀬戸内町と奄美市で合わせて510棟に拡大した。瀬戸内町では5集落111戸で断水が続き、16世帯16人が避難生活を強いられている。県は被害の大きかった同町に対し、「多くの住民が避難して継続的な応急救助が必要」として災害救助法を適用すると発表した。災害の発生した2日にさかのぼって適用される。公共施設関係の被害額は判明分で7億円を超えた。

(9面に関連記事)



水に漬かった畳などを災害ごみの仮置き場に運ぶ、ボランティアの古仁屋高校生ら。4日午後2時50分、瀬戸内町蘇刈

県保健福祉部社会福祉課によると、災害救助法の適用によって、避難所の開設・運営や食料の供給、学用品の供与などの経費を国と県が負担する。県内で同法が適用されるのは、今年に入って9月末の奄美大島北部豪雨災害に伴う龍郷町に次いで2例目。昨年10月の奄美豪雨災害

では奄美、龍郷、大和の3市町村に適用された。県危機管理防災課が同日午後4時現在でまとめた被害状況によると、住家の被害は床上浸水156棟(瀬戸内町141棟、奄美市15棟)、床下浸水は354棟(瀬戸内町291棟、奄美市63棟)に達した。断水が続いているのは瀬戸内町の蘇刈集落68戸、阿多地6戸、嘉入10戸、須子茂17戸、三浦10戸。午後1時現在、同町で伊須の10世帯10人と嘉鉄の6世帯6人が集落公民館に自主避難している。携帯電話の不通地域はなくなった。

陸の孤島が暫定解消

復旧応援隊も入る

瀬戸内町蘇刈

2日朝の奄美大島南部豪雨による崖崩れで集落につながる唯一の陸路が土砂で覆われ「陸の孤島」となっていた瀬戸内町蘇刈に、

復旧の応援隊が入った。集落入り口の道路をふさいだ土砂を重機で踏み固めた緊急車両の仮設道路が4日、通った。早速、地元の高中生らがボランティアとして駆け付け、水に漬かった家々から畳の運び出しや公民館での昼食の炊き出しに加わった。